



平成26年 2月27日

各 位

三重県四日市市日永二丁目3番3号  
アップルインターナショナル株式会社  
代表取締役会長兼社長 久保 和喜  
(コード番号：2788 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役管理本部長 近藤 則明  
TEL (059) 347-3515

## 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年2月27日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款変更の一部変更の目的

平成19年11月27日に、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするために、当社普通株式1株を100株に分割するとともに、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成26年3月31日(月)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき100株の割合を、もって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	124,614株
今回の分割により増加する株式数	12,336,786株
株式分割後の発行済株式総数	12,461,400株
株式分割後の発行可能株式総数	21,600,000株

##### (3) 分割の日程

基準日設定公告日	平成26年3月14日(金)
基準日	平成26年3月31日(月)
効力発生日	平成26年4月1日(火)

#### 3. 単元株制度の概要

##### (1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」に記載のとおり株式分割の効力発生日である平成26年4月1日(火)をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

##### (2) 新設の日程

効力発生日 平成26年4月1日(火)

(参考)平成26年3月27日(木)をもって、東京証券取引所における売買単位も1株から100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

当社は、株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づき、取締役会決議により、平成 26 年 4 月 1 日（火）をもって、当社定款の一部を変更いたします。

- ①発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。
- ②株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため第 8 条を新設いたします。
- ③現行定款第 8 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。
- ④第 6 条の変更及び第 8 条の新設並びにそれに伴う条数の繰り下げの効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

変更前	変更後
<p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>216,000</u> 株とする。</p> <p>第 7 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(第 8 条～第 45 条) (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>21,600,000</u> 株とする。</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(<u>単元株式数</u>) 第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</p> <p>(第 9 条～第 46 条) (現行どおり)</p> <p>附則 第 1 条 <u>第 6 条 (発行可能株式総数) の変更及び第 8 条 (単元株式数) の新設並びにそれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は平成 26 年 4 月 1 日とする。</u> <u>②本附則は、効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>

(3) 変更の日程

定款変更のための取締役会開催日 平成 26 年 2 月 27 日 (木)  
定款変更の効力発生日 平成 26 年 4 月 1 日 (火)

以上